

会 議 録

会議の名称	平成26年度 第4回 和泉市男女共同参画審議会
開催日時	平成26年11月6日（木） 午前10時から正午まで
開催場所	和泉市役所3号館3階 委員会室
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画審議会委員 山下委員、宮田委員、有里委員、大橋委員、大平委員、川端委員、佐藤委員、谷口委員、前田委員、松田委員、八木委員 ・ 事務局 山本（総務部長）、清水（総務部次長兼人権・男女参画室長）、藤原（人権・男女参画室 男女共同参画担当課長）、北橋（男女共同参画担当 主任）、矢野（男女共同参画担当 主事） ・ 委託業者 株式会社 オフィス・オルタナティブ
会議の議題	<p>(1) 第3期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）の素案の検討について</p> <p>(2) その他</p>
会議の要旨	第3期「和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）」の素案について審議をおこなった。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他の必要事項	

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

（議長）

只今より、平成26年度第4回和泉市男女共同参画審議会を開催します。

案件1「第3期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）の素案の検討について」、事務局より説明をお願いします。

（事務局から説明）

案件1について、第3期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）の素案について説明

（議長）

資料2-2にあるように相当な数の意見が出されていますが、事務局で修正するというものが大半で資料1-1に反映されています。「審議をお願いします」というところと、指摘を受けての市の考えを述べているところを中心に審議していきたいと思います。

質問23について、基本目標Iの「男女平等の意識を育む」を「男女共同参画」にすべきではないかということだが、質問を出した方、説明してください。

（委員）

以前にも申し上げましたが、計画のめざす方向では男女平等社会の実現をスローガンとして掲げているわけですが、事務局としては男女平等社会とはどういう社会のことなのかお答えいただきたいと思います。

（事務局）

昨年実施した市民意識調査結果によりますと、「社会全体」で男女平等と感じている人の割合は、女性6.9%、男性16.0%で、非常に低い数字となっております。まだ、男女平等と思っていない人たちが和泉市ではたくさんいる中で、男女平等の意識をもっと高めるために事業を実施していかなければなりません。その一番の基本となるのが、男女平等社会の実現ではないかと思っており、それを進めるために「めざす方向」に掲げております。第1期の行動計画では「男女平等社会をめざす新しい文化の創造」を基本理念に掲げ、現行計画もこの基本理念に基づき、男女平等社会に向けて事業を進めおります。そういった中で、新たな第3期の行動計画を策定するにあたり、この考えはまだまだ引き継いでいかなければならないと考えており、第2回審議会でも男女平等と男女共同参画についてかなり審議していただいたので、それらも含めて男女平等という考えを市民の意識の中にもっと浸透していくべき課題であると考えております。

(委員)

意識面と実態面はまったく違います。「男女平等社会の実現」は実態面の話なので、その違いをわかっていただきたい。

(議長)

他の委員のみなさんからは意見はございませんか。第2回審議会では、「めざす方向」のところで議論いたしましたが、今回は基本目標Ⅰ「男女平等の意識を育む」の議論になっています。

(委員)

基本目標Ⅱの「男女平等の参加・参画で社会を活性化する」が、男女共同参画社会基本法あるいは条例にピッタリする言葉だと思いますが、なぜこれをスローガンに使わないのでしょうか。

(事務局)

第2期和泉市男女共同参画行動計画では、「男女平等社会をめざす新しい文化の創造」を基本理念に掲げて進めてきました。この基本理念を引き継ぐのか、また、新たな基本理念を掲げるのかについては審議していただいたと思っております。

(委員)

「男女平等社会の実現」というのは理念化されたものです。男女共同参画という言葉は対等な関係かどうか不明なので、具体的な社会をつくっていく時の行動面として、基本目標Ⅱ「男女平等の参加・参画で社会を活性化する」が掲げられている。最初は「参加・参画」だったが、「男女平等」を入れたと記憶しています。

(委員)

「男女平等の参加・参画」という言葉には何の抵抗もありません。たとえば、東京都は「男女平等参画」と言っている。しかし、「男女平等社会の実現」となってくると、今不平等だということで、女性の人権が虐げられているという意味合いになります。ただそうではないと思います。国では、今度新たに関連法案が出されました。「女性活躍推進法案」です。なぜ男女不平等解消法案ではないのでしょうか。あるいは男女平等社会の確立法案ではないのでしょうか。そこを聞いていただきたい。

(委員)

あれは労働の場面での法案です。そもそも男女共同参画社会基本法の考え方とは異なります。

(委員)

男女平等社会というのはどういうことなのかを言っています。

(委員)

それに関連して資料を2点提示させていただきます。一つは、ジェンダー六法から男女共同参画社会基本法の冒頭部分、もう一つは、憲法の立場から今の学会の考え方についての資料です。

男女共同参画社会基本法では冒頭に「我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている」とあります。国会は「私たちの国は男女平等社会にまだ至っていない」という認識を持っており、そのために男女共同参画社会基本法を具体的につくりましょうというのが男女共同参画社会基本法の理念です。めざすところは「男女平等社会」です。

(委員)

男女共同参画社会基本法は、男女平等を一層進めるために男女共同参画をやっていこうという意味合いで、今、不平等な社会だとは一言も言っていません。

(委員)

もし男女平等であれば、このようなものは作らなくてもいいと思います。

(委員)

男女平等を更に推進しようということです。今は女性の人権が虐げられているのでしょうか。

(委員)

委員がおっしゃる女性の人権という言い方が非常に引っ掛かります。

もう一つの資料は「芦部憲法」という憲法学の中心的なテキストで、その中の「法の下での平等」の項目に「歴史の経過をみると、自由と平等とは相反する側面も有している。19世紀から20世紀にかけての市民社会において、すべて個人を法的に均等に取り扱いその自由な活動を保障するという形式的平等（機会の平等）は、結果として、個人の不平等をもたらしました。資本主義の進展に伴い、持てる者はますます富み、持たざる者はますます貧困に陥ったからです。法上の自由・平等は、事実の面での不自由・不平等を生じさせたのです。そこで、20世紀の社会福祉国家においては、社会的・経済的弱者に対して、より厚く保護を与え、それによって他の国民と同等の自由と生存を保障していくことが要請されます。このような平等の観念が、実質的平等（結果の平等）であります。平等の理念は、歴史的には、形式的平等から実質的平等をも重視する方向へ推移していると言えよう」とあります。私たちがめざしているのは、各人が権利を持っているというのではなく、それが本当に実現できるような社会、これが、私たちが求めている平等社会だと思います。したがって、先ほど事務局から、和泉市の市民の平等感が問題であると説明がありましたが、不平等感を持っているというのは、自由や権利について確か

に均等に扱われているのだけれども実質的には平等感が得られていない、どこかで不自由あるいは不平等な扱いを受けているということです。だから、これを改善していくことが男女共同参画社会基本法の狙いであり、条例、このプランの狙いと言うべきだと思います。

(委員)

意識面と実態面のズレがあるのは事実ですが、意識面で不平等感を持っていたら、社会が不平等社会と言えるのでしょうか。それとはまた別の問題だと思います。

(委員)

委員は、今、男女平等は実現しているという感覚をお持ちなのですか。

(委員)

完全には実現していないが、環境は整っていると思います。

(委員)

これ以上積極的に進めなくても整っているということですか。

(委員)

男女共同参画社会基本法が出来る今から30年ぐらい前から、私は「もっと女性活用をすべきである」と企業あるいはその他の団体にその都度申し上げてきた。おそらく委員の皆さん方よりも私は先行していると思っていますが、ここでは男女不平等社会ということが前提になっているので、男女不平等社会について定義をしていただきたいです。あるいは男女平等社会とはどんな社会なのかを説明していただきたいです。それが先ではないでしょうか。

(委員)

では、委員のおっしゃる男女平等社会とはどんな社会なのですか。

(委員)

男女平等社会とは少なくとも女性の人権が侵害されているとか、虐げられているということのない社会です。

(委員)

では、今の社会は女性差別がないとお考えでしょうか。

(委員)

差別があることは以前から申し上げていますが、差別があることと、平等社会あるいは不平等社会は別です。差別には合理的な差別と不合理な差別があって、合理的差別は認められているし、現実には不合理な差別もあります。ただ、それがあからといって不平等社会というわけではないです。

(委員)

合理的差別とはどんなことですか。私も企業社会にいたからよくわかりますが、たとえば同じ年度に採用されて同じように仕事をしているのに男女で給料に差が出てくるのは差別ではないのですか。

(委員)

それは能力の問題とか、就業規則の問題であるとか、別の要素がいろいろあるからと思います。

(委員)

もちろん能力が全然違えば昇給過程が変わってくるのはわかりますが、そうではなくて、男女というだけで差がつきます。それを委員は差別だとは認めないのですか。

(委員)

以前は男性昇給表と女性昇給表を作っている企業がありました。これは確実に男女平等に反しています。しかし、能力を勘案して、あるいは仕事の内容を勘案して給料の金額が決まってくることは、差別でも何でもないと思います。合理的差別とは、一例を挙げると、労働基準法に「女性の就業制限」が20項目ぐらいあります。これは明らかに男女差別だが、それには合理性があります。母性保護があるからです。そういう意味合いの差別というのはいくらでもあります。

(委員)

それはいいのですが、そうではない不合理な差別が多々あります。

(委員)

いっぱいあります。意識面でもそうです。

(委員)

意識は置くとしても、実際の取り扱いの場面で不合理な差別はたくさんあります。

(委員)

役割分担意識が非常に強いことから出てくる問題があります。私は今まで数千件の事業所・団体を訪問しましたが、男性がお茶を出してくれたのは4回ぐらい、大企業の受付は全部女性です。

(委員)

そういう不平等は、委員は認めるのですか。

(委員)

認めるというのではなく、現実に存在していると思っています。

(委員)

社会的につくられた性差による差別が現実としてあるので、それを払拭していこうということだと思

いますがどうでしょうか。

(委員)

そのために男女共同参画を推進していると思います。

(委員)

男女共同参画という言葉は対等な関係で参画しているかどうかは非常に曖昧なので、男女平等で参画しましょうとあえて書いたわけです。めざす方向としては理念化されたものだから、参画しましょうという行動面の文言を取った形で「男女平等社会の実現」と表現している。私たちはそれをイコールとして解釈できるが、委員はその解釈が少し違っているのだと思います。

(委員)

男女平等の意味を辞書で引いてみていただきたいです。男女平等という表現は非常に誤解を与える言葉だと思います。男女平等社会の実現の「社会」とはどういう意味なのでしょう。たとえば地域の男女平等、男女共同参画の推進と書いてあるが、男女平等社会、あるいは男女共同参画社会という表現が使われています。どう違うのですか。スローガンで言う社会はどのようなエリアを指しているのですか。我が国ということですか。

(委員)

この場合の社会は和泉市です。

(委員)

社会という言葉を使ったらもっと広く理解されます。限定する場合は、地域社会である。この前も申し上げたように、日本語を曖昧に使わないでほしいと思います。

(議長)

男女平等かどうかにかかわっているのだったらわかりますが、話が少しずれてきています。

(委員)

男女平等社会の実現というところにこだわっているのです。

(委員)

和泉市の男女共同参画行動計画とある中での男女平等社会の実現なので、含まれた意味は、和泉市の地域全体を男女平等の住み良い町にしていこうという意味合いは読み取れると思います。

(委員)

男女平等の地域社会としてはどうですか。

(委員)

大前提に和泉市という限定があるので十分それで理解できると思います。男女平等の地域社会とすると余計に混乱するし、小さな単位と市全体との捉え方になってきます。本文の中には地域社会という言葉は、町会や小学校区を指していたり、いろいろな形で使われているので、かえって「男女平等地域社会の実現」とすると誤解を生みやすいと思います。「男女平等社会の実現」がいいと思います。

(委員)

実現されるべき男女平等社会とはどんな社会なのか。

(委員)

社会的につくられた男女による性差のない社会です。

(委員)

たとえば、和泉市でも女性議員は少ないですし、公務員管理職も10%以下です。これは不平等なのでしょうか。どういう状況になったら平等になるのでしょうか。

(委員)

不平等ではないと思います。今、委員がおっしゃったように、お茶くみが女性の仕事であるというような性差による差別がなくなることです。

(委員)

社会全体が男女不平等ということではないということですか。

(委員)

いろんな場面があると思います。

(委員)

和泉市において女性の議員が少ないとか公務員管理職に女性が少ないことは、私は不平等だと思っています。確かに今は女性が議員になろうと思えばなることはできますし、管理職にも女性が望めばなることができるという仕組みは保障されています。でも、どれだけ機会が保障されていても、結果が追いついていけないという状況があります。選挙に出ることや、管理職としての長時間労働とか、そういった環境のところでは結果としての男女平等はいきわたっていません。誰もが本当に結果としての平等が実現できることが男女平等社会の実現だと思います。

(委員)

和泉市だけではなくて、日本国のどこもまったく同じ状況です。しかし、これは不平等という言い方ではないですし、性別によって差別されているわけではないと思います。

(委員)

だけど平等ではないです。等しい能力がありながら、等しい機会が与えられながら、なぜ議員や管理職が少ないのかというと、その裏側にジェンダーがあるからです。「男は外、女は内」、「家庭のことは女が全部する」という考え方がある限りは女性の議員も管理職も増えないと思います。

(委員)

それが男女共同参画なのです。

(委員)

男女共同参画することによって男女平等になるという話です。男女共同参画することによって男女平等の社会が生まれるということです。

(委員)

もっと男女共同参画を進めていこうということです。

(委員)

委員がおっしゃられていることは、同じだと思うのですが、何か違うと思います。

(委員)

委員が先ほどからおっしゃられているのは、「男女平等社会」ではなくて「男女平等参画」と言っているのだと思います。

(委員)

基本法や条例のどこに「男女平等社会の実現」という言葉があるのですか。どこにもありません。社会というのは仕組みや制度を意味するので、そういうものが入ってくると誤りだと思います。

(委員)

では、委員のおっしゃる男女平等の実現とは何なのですか。

(委員)

女性が活躍することについて支障がないような社会にしようということです。不平等社会とは違います。男女共同参画社会ということです。

(委員)

同じことです。今は女性が平等に扱われていないということです。

(委員)

それが不平等社会とはならないと、先ほどから言っています。

(委員)

平等でなかったら不平等であると思います。

(委員)

平等社会と不平等社会は意味がまったく違います。

(委員)

主義・主張が違い過ぎて全然咬み合いません。

(議長)

委員も他の委員もめざすところは何も変わりません。不合理な差別があることも認めていて、何とかしないといけないという気持ちもあると思います。言葉の使い方として男女平等というのがどうかという意見です。他の委員はどうでしょうか。

(委員)

議長が賛否をとってはいかがでしょうか。

(委員)

もう一点だけ、日常的に暴力や犯罪が起きていますが、だからといって我が国が犯罪社会や暴力のある社会ではない。その違いです。

(議長)

これまでの意見を踏まえて、男女平等にすべきか、男女共同参画にすべきかについて挙手をお願いします。基本目標Ⅰ「男女平等の意識を育む」はこれでいいでしょうか。

(委員)

基本目標Ⅰは何の問題もないのですが、男女平等はいいが、男女平等社会の実現は不平等社会を前提としているのでいけないということです。

(委員)

不平等があることは認めているのですね。

(委員)

それをもっと少なくしていこう、減らしていこうということです。

(委員)

ポジティブに考えると、男女平等社会です。不平等の社会を何とかしようというスローガンはあえて使わないから、逆説でいけば、男女平等社会の実現という考え方にならないのでしょうか。

(議長)

では、決を採ります。めざす方向のところで「男女平等社会の実現」という言葉を使っているがこれでいいと思う方は？

(委員1人以外は異議なし)

(議長)

基本目標Ⅰ「男女平等の意識を育む」についてはどうでしょうか？

(委員全員異議なし)

(議長)

委員以外反対意見はないので、男女平等社会の実現という表現とします。

続いて、次の質問に移ります。質問29について、質問を出した方、説明してください。

(委員)

37ページの数値目標の「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「まったくそう思わない」と思っている人には「どちらかといえばそう思わない」も含まれるのではないかという意見ですが、資料1-1では女性と男性に分けて割合が書かれています。

(事務局)

補足して説明いたします。第4次総合計画に基づいて、市民アンケート調査を毎年実施しておりますが、数日前に政策企画室から、第4次総合計画が平成27年度で終了することに伴い、アンケート調査も見直しの対象に入るという報告がございました。したがって、見直しがされた場合には、成果指標として挙げるができなくなるため、資料2-2にも記載のあるように、平成25年度市民意識調査の結果に基づき成果指標を設定したいと考えております。資料1-1の22ページに「固定的な性別役割分担意識」の結果を掲載しておりますが、反対意見がとても低い割合なので、委員にご指摘いただいたように、「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせた割合を成果指標とさせていただきたいと考えております。

(議長)

「どちらかといえば反対」も含めて目標にするということですが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

(議長)

続いて、質問57について、質問を出した方、説明してください。

(委員)

マタニティ・ハラスメントは女性に対する三大ハラスメントの一つです。むしろ重点施策として入れなければならない問題だと思っています。

(委員)

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントというのは、企業や団体が定義規定を置いて改善に取り組んでいるところだと思いますが、法律や就労規則の中にマタニティ・ハラスメントの明確な規定はあるのですか。

(委員)

企業の規定の中ではセクシュアルやパワーという言葉は使いません。ハラスメント防止規定ということで全般的に包括して入れています。

(委員)

ハラスメント防止規定の中に、セクシャルとかパワーとかが分類されているのではないですか。

(委員)

それぞれに見合う内容の規定が置かれています。マタニティ・ハラスメントについても同様です。つい先日マタニティ・ハラスメントに関する最高裁の判決があったように、今、大きく社会的注目を浴びている問題であり、今後ますますマタニティ・ハラスメントの問題は大きな捉え方をされていくと思います。10年計画なので絶対取り上げておくべきであると思います。

(委員)

パワー・ハラスメントとセクシュアル・ハラスメントは違うのでしょうか。

(委員)

まったく違います。

(議長)

セクシュアル・ハラスメントの中に特化しているというイメージはあります。広い意味ではセクシュアル・ハラスメントに入ると思います。

(議長)

セクシュアル・ハラスメントの場合は法律があるが、それにはまらないケースがあります。

(委員)

これまでは自分で対処することで泣き寝入りしていた状態でしたが、それはおかしいということで近年問題になってきています。入れたほうが良いと思います。

(委員)

セクシュアル・ハラスメントの一部として入るとおっしゃっていたが、マタニティ・ハラスメントという言葉を入れることで認識していることが伝わるので入れたほうがいいと思います。

(委員)

セクシュアル・ハラスメント防止法の中に妊娠・出産に関することも含まれているのであれば、「等」という言葉を入れることでカバーできるのであえて入れなくてもいいと思います。法規定を確認した上で判断していただきたいと思います。

(委員)

男女雇用機会均等法にセクシュアル・ハラスメントの定義があります。

(委員)

アウトラインはあるが、法律はないと思います。性を理由にしてという規定はあるが、セクシュアル・ハラスメントの定義はないと思います。

(委員)

均等法を見ていただきたい。

(委員)

委員がおっしゃったように「等」で括るかどうかも含め、均等法の確認後に決定したらいいと思います。

(議長)

マタニティ・ハラスメントを入れるべきだという意見がありますので、表現の仕方については法律を確認した上で決めていただきたいと思います。

質問76について、なぜ「女性に対する・・・」だけなのかという質問ですが、61ページの冒頭の文章には「男性が被害者となる・・・」と書いています。質問を出した方、説明してください。

(委員)

今、男性保護から両性保護支援に大きく動いている。まさに男女共同参画です。この3年で女性から男性に対する暴力は4倍となっており、女性保護の観点からだけこの問題を考えていくのは適切ではないと思います。

(議長)

活動指標にも女性に対する暴力をなくす運動啓発事業の定員に対する参加率などが挙げられています。事務局の考え方を説明してください。

(事務局)

女性から男性に対する暴力が4倍に増えているということでその辺の対策も進めていかなければならないと思いますが、和泉市においては、現状では女性の方がかなり被害を受けている状況がございます。これに関連して、「女性に対する暴力をなくす運動啓発事業」が活動指標に明記されているがなぜ女性に特化するのかという意見（質問80）をいただき、市の考え方を書いております。女性に対する暴力は、まだまだ取り組んでいかなければならないということで、国をあげて実施している事業でございます。自治体においてもまず女性に対する暴力をなくすことから始めていかなければならないと思っており、もちろん男性に対する取組もやっていかなければならない課題であると認識しております。

(委員)

女性から男性に対する暴力の数は、把握しているだけの数字です。男性からこういった問題を公にしていくのは非常に少ないので、そういうことも考えていく必要があると思います。この計画は10年計画なのに、まず女性に特化してやっていく、女性に対する暴力がなくなってから男性に対する暴力をなくしていこうというのはおかしい話です。

(事務局)

現在も、男性から相談があればカウンセリングを受けていただくなどの対応をしておりますが、件数的には男性からの相談は非常に少ない状況でございます。男女共同参画担当で掴んでいる数字だけだが、男性の相談となると仕事に関係することもあるので、労働の相談窓口のほうに相談している可能性が大きいのではないかと考えております。

(委員)

その通りだと思います。

(議長)

計画の体系の中では、施策の方向「(12)あらゆる暴力の根絶」として「施策29 暴力を容認しない社会風土の醸成」となっており、基本としては男女の区別はしていません。事業の中には女性に特化したものがありますが、見直しをしていく中で男性に対する事業を見直していけばいいのではないのでしょうか。

(委員)

流れは女性の保護・支援の方向でどんどん進んでいます。その中で、女性に限定するのは適切ではないと思います。言葉の上でもう少し男性に対する支援が通るような表現を入れてほしいと思います。

(委員)

男性を排除していません。「特に」を入れることで「女性の場合は」という意味合いになるので、女性に特化しているわけではないと思います。その上のほうの文章には「近年では、男性が被害者となるDV」ということで男性の被害のこともうたっているのです、ここの文章については問題ないと思います。

(委員)

男性からの相談も実際に受けているのだから、そういう表現にしておいたらいいと思います。

(事務局)

男女共同参画センターでは女性の総合問題に関する相談事業ということで実施しておりますが、女性問題ということで、夫側からの相談や男性自身の心の悩みの相談などもございまして、悩みの中身を聞かせていただき適切な窓口につないでおります。男性からの相談を受けていないというわけではなく、相談があった時には対応しております。

(委員)

ワンストップサービスという観点からもそういう対応をしているのだから、そういう表現にしたらいいのではないのでしょうか。女性の暴力をまずなくそうという観点で言っているのです、それはちょっと違うと思います。

(委員)

たとえば63ページの事業99「女性に対する暴力をなくす運動」や、62ページの活動指標の「女性に対する暴力をなくす運動啓発事業」は男女共にすべきということを言われているのだと思いますが、これを「女性に対する」を取って「暴力なくす運動」だけにすると、犯罪の暴力みたいになってしまうと思います。

(委員)

女性に対する暴力も犯罪です。

(委員)

その通りですが、「暴力をなくす運動啓発事業」だとDVの意味合いが非常に薄らいでくると思います。女性に対する暴力をなくす運動はDV防止の啓発の時に始まっているので、ここはDVに特化しているところだと思います。

(委員)

出発点はそうですが、この計画は10年計画です。

(委員)

何でも入れてしまうと、暴力の意味あいが変わってしまうと思います。

(委員)

DV、セクシュアル・ハラスメント、性被害などは、圧倒的に被害になる率は女性のほうが多いです。確かに男性の被害者も増えてきているのは現実で、4倍になったと教えていただいたが、女性が被害になる率は9割を占めています。女性がなぜこれだけ被害に遭わなければならないのかということは特化すべき項目であり、女性に対する暴力はここできちんと取り扱うべきだろうと思っています。同時に、あらゆる暴力を根絶することは、そこからまたつながっていくとても大切なことでもあります。女性に対する暴力だけがなくなったらいいだとか、女性だけ先にすればいいという話ではまったくないのですが、現実的に女性に対する対応が必要だということはこの計画に盛り込むべきだと思っています。

(委員)

基本目標IVは「人権が尊重される環境をつくる」です。人権は男性にもあります。私のライフワークは、インダストリーとオキュペーション、つまり産業とか職業の場ですが、そこでは女性に対する暴力よりも男性に対する暴力のほうがずっと多いです。家庭だけで見たら男性から女性のほうが多いかもしれませんが、もっと広い視野で見たら、男性に対する暴力も入れるべきだと思います。

(委員)

ここはDVなので、職場における暴力とは話が違います。64ページの施策31は男女を特定していませんし、63ページの施策30も暴力に対応する相談窓口です。

(事務局)

61ページの文章の下から7行目の「DVやセクシュアル・ハラスメントといった言葉は・・・」の文節につきましては、男性、女性に特化して書いているわけではございません。63ページの施策29の事業99の「女性に対する暴力をなくす運動」をなぜ女性に特化するのかにつきましては、国が毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、女性に対する暴力の問題に関する取組の強化をしているところなので文章を変えることはできないと考えております。

男性に対する暴力につきましては、男性のDV被害者からの相談に対応していかなければいけないという課題もございますので、研究しながら検討していきたいということで、DV防止基本計画の事業14(76ページ)に挙げております。

(議長)

委員は、今の事務局の説明でよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(議長)

審議が必要な事項は以上です。

本日の第4回審議会では素案の中身をほぼ固め、次回は最終確認の位置づけで考えていますので、意見があれば出していただきたいと思います。

(委員)

56ページの成果指標の「和泉市における男性職員の育児休業取得者数」について、前回の会議で、%表示にできないかという意見に対し分母が不確定だという話でしたが、妻帯者とか年齢層を決めて分母をはっきりさせることはできないのでしょうか。人数で表示するのはそぐわないと思います。

(事務局)

国も、近隣の2市も取得率を挙げておりますので、2市に分母の取り方について問い合わせたところ、1市は扶養の3歳未満の子どもがいる男性職員、もう1市は扶養手当では子どもの年齢までは把握できないので、その年度内に出産補助休暇や特別休暇の中の育児参加休暇を取得した人数を分母としているという回答をいただきました。算定方法が市によってまちまちでございます。その辺も含めて現在人事課と調整中ですが、ご意見があればお伺いしたいと思っております。

(委員)

国も大阪市も%提示です。国の今の計画では5%ですが、次の計画ではもっと増やしてくると思います。そのくらいの対応をしていかないと、本当の意味での子育て支援、あるいは男女共同参画社会の実現は難しいと思います。民間に押し付けるとなると無理ですが、和泉市における男性職員なら可能だと思います。

(議長)

何を母数にするかについてはどうでしょうか。

(委員)

100%行政はあり得ないと思いますので、把握できる範囲で母数にすればよいと思います。

(委員)

成果指標に挙げている数字は、仮に3歳未満の子どもがいる男性職員を母数にしたら何%ぐらいにな

るのですか。たとえば、広島県の三次市や今は無くなりましたが飯館村では、対象となる職員の取得の義務化をし、100%の取得率をあげている自治体もあります。そういった意気込みというか、そういった方向に向けて動いていくのだという意思表示をしてほしいという要望を出させていただきましたが、事務局の回答がなかったので残念です。これから進捗を図っていく中で、そういったものを盛り込んでいくのだということが示されたら嬉しいなと思います。

(委員)

男女共同参画社会の推進は、国あるいは自治体が主導で進めていくべきであり、自らが率先してやっていくべきだと思います。10年後に10人の数値目標では、当局は本当にやる気があるのかどうかと疑われるような数字です。

(事務局)

和泉市の現状をいいますと、平成25年度の1人は第1号でございまして、平成26年度は現時点では0人でございます。市のホームページに載せるなど、広報に努めており、男性職員が育児休業を取りやすい職場づくりに向けて今後も発信していかないとはいけません、現状は非常に厳しいと考えております。ここの数字は人事課と調整しながら最終確認したいと考えておりますので、課題として持ち帰らせていただきたいと思います。

(委員)

いろいろ障がいがあるのはわかりますが、その障がいをなくするのが男女共同参画社会です。

(議長)

数値目標に挙げていること自体が意気込みだと思いますが、数字の出し方について、事務局は、工夫していただきたいと思います。

(委員)

こういう指標はあまり見たことがないです。少なくとも他市や国に合わせて%表示にすべきだと思います。

(委員)

3歳未満の子どもがいる人数は把握できるのですか。

(事務局)

どこまで人事システムで扶養手当の人数の管理ができるのかを今人事課で調べてもらっております。

また、女性のほうが子どもを扶養にとり、他市で働いていたら全くわかりませんので、対象となる職員を限定しないと出てこないと思っております。ある意味、出産補助休暇を取得した人や育児参加休暇

を取得した人に特化している市につきましては、実は扶養手当のほうでは数字を拾えなかったのではないかと考えられます。出せない数字を分母にもっていくことはできないと考えておりますので、どちらが取りやすいかも含めて、どういう数字なら出せるかということで人事課と調整していきたいと思っております。

(委員)

総務省に聞いてみてはどうですか。大阪市も大阪府も%提示をしています。情報収集していただきたいです。

(事務局)

大阪府では、育児休業取得率ではなく育児参加休暇の取得率を挙げております。その辺からも人事課からは、どちらかといえば成果指標を下ろしてほしいとの要望がございますが、あえて載せてほしいということでお願いしております。活動指標にすれば、毎年状況を見ながら今年度の目標という形で落とせると思いますが、成果指標として挙げると固めてしまわないといけません。総務省と自治体では管理の仕方がまったく違うので、近隣市町村のやり方を聞かせていただいたほうが現実味があると思います。

(委員)

大阪市も5%です。

(事務局)

大阪市については確認いたします。

(議長)

他にご意見はございますか。

(委員)

36ページの「市民の役割」の「次世代を担う子どもたちに男女平等社会を受け渡しましょう」の表現についての意見に対して、「家庭性活や地域活動における固定的な性別役割分担意識の解消に努め、男女平等の意識を持ちましょう」と修正されているが、「受け渡しましょう」のほうが積極的で良いと思うので、再考していただきたいと思います。

45ページの21行目、「地域」(コミュニティ)は、家庭とともに人々に・・・を「地域」(コミュニティ)は、家庭に次いで人々に・・・に変更しているが、一人暮らしでも家庭と呼んでもいいわけだから、「家庭に次いで」と言い切ってしまうといいのだろうかとちょっと危惧するので、その点について説明していただきたいです。

(事務局)

36ページの「市民の役割」の表現については他の委員からもご指摘があり、事務局としても非常に悩んだところなのでご審議をお願いいたします。

45ページについては、元は「家庭とともに」としていたが、「ともに」よりも「次いで」のほうがいいのではないかと考えました。この文面についてもご意見をお願いいたします。

(議長)

36ページは、質問26の「受け渡しましょう」を「築きましょう」としてはどうか」というご意見と、質問25の「現状が平等だからそれをそのまま受け渡すのか、不平等だからそれを平等にして受け渡すのかどちらでも受け取れるような内容なのでわかりやすい表現にしたほうが良い」というご意見が出され、それを受けて事務局が修正したわけですが、今「受け渡しましょう」のほうが良かったという意見が出ています。

(委員)

質問26については、男女平等社会がまだ実現していない中でそれをどうやって受け渡すのだろうか、できないのではないかと受け取ったので、「築いていきましょう」がいいのではないかと考えました。

(議長)

今、平等なのを受け渡すというのもわかりにくいし、不平等のまま受け渡しても困る。「平等にして受け渡していきましょう」という感じだと思います。

(委員)

だからこそ、男女平等社会を実現して子どもたちにちゃんと受け渡していきましょうと、その覚悟を示すべきだと思ったわけです。

(委員)

「受け渡す」というのは、受けて次に渡していくということなのでちょっと違うと思います。実現していないのに、受けられない、渡せないと思います。

(議長)

引き渡すならわかりますが、受け渡すとなるとちょっと違ってきます。

(事務局)

「男女平等社会を築いていきましょう」はあまりにも市民に課せすぎかと考えます。基本目標I「男女平等の意識を育む」のところであり、市民の役割として社会を持っていくのは大きすぎるとは思いますが、いかがでしょうか。

(議長)

他にご意見はございませんか。

(委員)

「次世代を担う子どもたちに男女平等社会を受け渡しましょう」はとても積極的でいいと思っていたので、元に戻したらどうかと思いましたが、一度受けてから渡すということなので違うと言われたら確かにそう思いますし、ここは意識を育むところなので、修正された文面が妥当かなと思う。市の考え方は修正したほうなのですか。

(事務局)

そうです。資料1-1の「・・・男女平等の意識を持ちましょう」にさせていただきたいと思います。

(委員)

事務局が提示した「家庭生活や地域活動における固定的な性別役割分担意識の解消に努め、男女平等の意識を持ちましょう」は、意識の問題として捉えているので何の矛盾もないと思います。

(議長)

事務局案でよいでしょうか。

(全員異議なし)

(議長)

45ページの「地域」(コミュニティ)は、家庭に次いで人々に・・・」についてはいかがですか。

(委員)

人によって取り方は違うので、「家庭に次いで」と「最も」を削除し、「地域」(地域コミュニティ)は、人々にとって身近な暮らしの場であり、・・・」としてはどうでしょうか。

(議長)

委員のご意見でよいでしょうか。

(全員異議なし)

(委員)

質問67について、57ページ4行目の「労働者が働き続けられる環境の整備」のあとに「(長時間労働の改善や有給休暇の取得促進など)」と具体的な文言を入れていただいたのはよいのですが、働き方の見直しとか労働環境の改善というのはこれから国としても取り組んでいくことなので、本当にワーク・ライフ・バランスを推進していくならば、長時間労働などが見直されていかないと成り立たない話です。難しい問題ですが、事業80の「事業者や男性労働者に対して、男性の育児・介護休業の取得促進に向

けた情報提供を行います」を「・・・情報提供を行うとともに労働環境整備の改善への支援等を行います」というように、事業78～83のどこかに環境の整備という言葉を入れるべきだと思います。それを人権・男女参画室がやるのか、商工労働室がやるのかどうかはわかりませんが、長時間労働がなくならないとワーク・ライフ・バランスは成り立たないし、女性にばかり負担がかかります。特に介護問題となると大変です。

(事務局)

ワーク・ライフ・バランスを実現していくには、長時間労働の改善や有給休暇の取得促進を進めていかなければならないと思っております。今のご指摘につきましては、施策24の事業76「市民や事業者に向けてワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しの必要性などについての情報提供を行います」で取り組んでいきたいと思っております。

(委員)

確かに76に書いてありますが、単なる情報提供だけでいいのでしょうか。行政として取組の支援もやっていくわけですから、情報提供とその取組の支援を行うという表現はできないのでしょうか。

(事務局)

76に◆マークで記載はしていませんが、ワーク・ライフ・バランスの取組をしていただく事業者に対する事業助成金制度があり、情報を提供しております。

(委員)

76には「◆和泉市企業人権協議会への情報提供」がありますが、比率からいえば、人権協議会の事業所比率はごくわずかです。経済団体等にもっと積極的に情報提供をしていただきたいです。経済団体とタイアップしてできないことではないと思います。

(委員)

男女共同の事務方は、商工会議所等に出向いて働きかけをしていますから、環境の整備の推進というところで積極的に支援をしていきますということを◆マークで書いてはどうでしょうか。

(事務局)

商工労働室と連携して商工会議所には何回か足を運んでおり、まだまだ難しいところがございますが、活動指標として積極的にやっていきたいと思っております。商工会議所を含め、進捗管理シートでは具体的なことを挙げていきたいと思っているが、◆マークで表示するかどうかは検討させていただきます。

(委員)

進捗管理シートでは見えないです。非常に難しい問題だと思いますが、ここに◆マークで言葉を入れ

るか入れないかです。いぶん変わってきます。

(委員)

支援とか、そんな形で入れてはどうでしょうか。

(事務局)

委員の方々の意見を踏まえまして、検討してまいります。

(委員)

過労死防止法が施行されます。それに一番強く関連してくる施策なので、もっと積極的に取り組んでいただきたいです。

(議長)

他にご意見はございますか。

(委員)

質問1について、当局の考え方として、「男女共同参画とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することをいい、それによって男女平等が達成できるものであると考えます。それぞれの項目については、内容に応じて相当の言葉として使い分けをしておりますので、このままとさせていただきますと考えております」と書いています。この中で、「個性と能力を十分に発揮することをいい」とあるが、この考え方は、対象が個人ということ。男女共同参画の推進は、むしろ主体は国であり、自治体であり、各企業であり、その他の団体であり、個人も含めて進めていくわけである。個性と能力を個人が十分に発揮することが男女共同参画ではなくて、発揮できるようにすることが男女共同参画の推進である。女性が十分に個性と能力を発揮していないというのは事実であり、それをどう進めていくか、その障がいやどう取り除いていくかということ。だから、個人に押し付けてしまうと本来の趣旨と違うと思います。

最後に、全国で自治体は1,741ぐらいあるが、そのうちで男女平等社会の実現をうたっている自治体はどのくらいあるのかご存知ですか。ほとんどないと思います。当局の認識は、半世紀とは言わないが、数10年は遅れていると思っています。

(議長)

他にご意見はございませんか。無いようですので、これをもちまして、平成26年度第4回和泉市男女共同参画審議会を終了いたします。